

(1) 就学支援とは

就学支援とは、就学時にとどまらず、障害のある子供の将来を見通し、就学前から就学後も含めて、教育・福祉・保健・医療などが一体となって、子供や保護者に対して、継続して相談・支援を行うことです。

障害のある子供の就学先を決める際には、保護者の気持ちを受け止めながら丁寧に相談に応じ、十分な情報を提供しながら必要な言や支援を行うことが重要です。

就学時に決定した「学びの場」は、固定したのではなく、それぞれの児童生徒の発達
の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要です。そのためには、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、必要に応じて個別の教育支援計画及び就学先を変更できるようにしていくことが大切です。



(2) 就学に係る相談とは

子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学に係る相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供することが重要です。また、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要です。

また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要です。

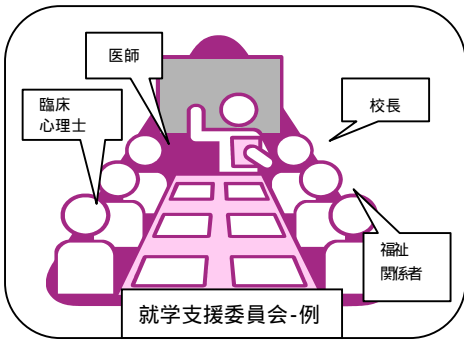
(3) 就学先の決定の在り方について

就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当です（図1）。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当です。

(4) 就学支援委員会とは

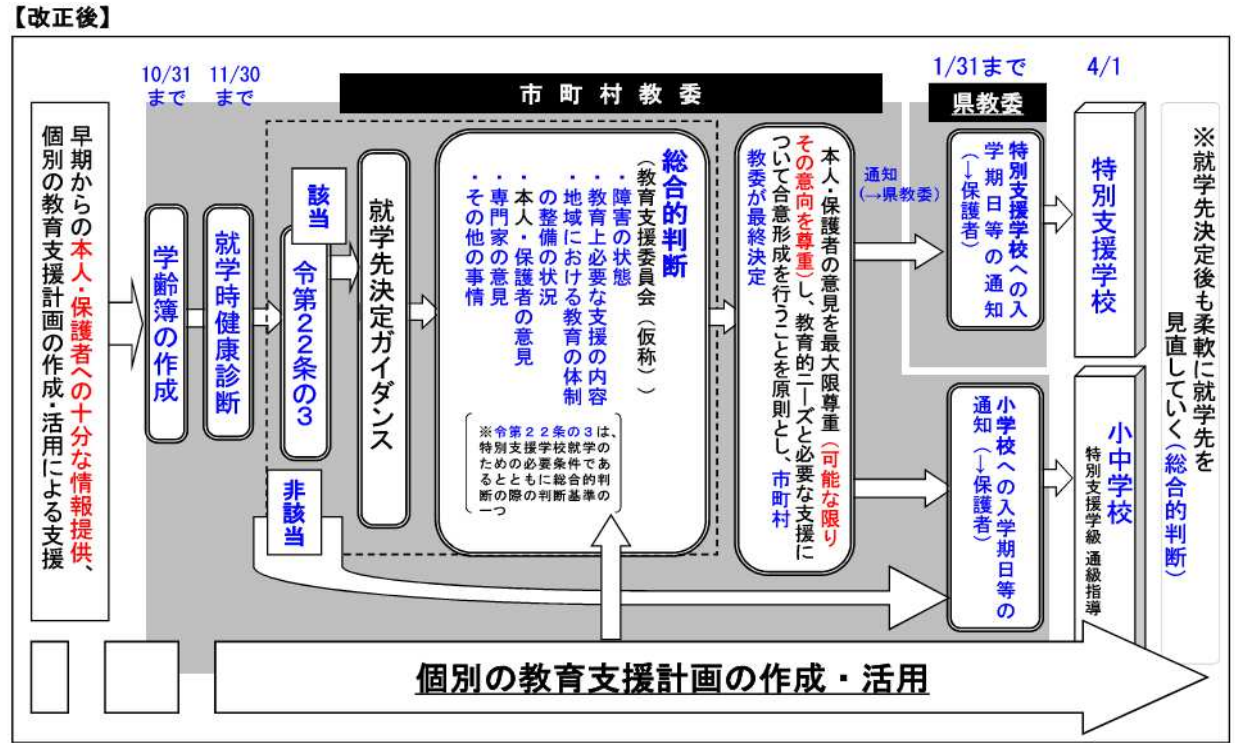
本県では、それまでの就学指導委員会を就学支援委員会という名称に平成16年度から変更しました。

就学支援委員会では、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、一貫した支援についても助言を行う上で重要な役割を果たします。



就学支援委員会の役割
 入学前から入学後にかけて保護者等との継続的な相談に対して助言をし、これまで以上に丁寧な就学支援を行います。
 必要に応じて医療・福祉などの専門的分野からの助言を教育委員会に対して行います。
 支援籍を含め、きめ細やかな支援を具体化する教育支援プラン（個別の教育支援計画）に対する助言を行います。

図1 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



青字：学校教育法施行令（一部 学校保健安全法施行令）、赤字：障害者基本法、下線（黒字）：H24中教審報告ほか

(5) 保護者と共に

障害のある子供の就学先を考えていく上では、保護者としても就学支援担当者としても、十分な検討と慎重な判断が必要となります。特に就学先決定にかかわるといことは、障害のある子供が自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自覚を強くもつことが必要です。



その子が将来、地域で生活していく上で、これから何を身に付ける必要があるか、何から身に付けるのがよいか、どんな支援をしたらよいか、それをキーワードとして保護者と一緒に考えましょう。

参考・引用文献：

- ・埼玉県就学事務手続実施要領 令和元年9月 埼玉県教育委員会
- ・「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」平成25年10月 文科省
- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会